

獣医療法施行細則（平成5年4月30日 規則第35号）

【改正】平成9年10月31日規則第141号、平成10年3月24日規則第22号、平成12年3月31日規則第208号、平成12年12月15日規則第281号、平成14年3月19日規則第8号、平成14年5月17日規則第67号、平成20年11月28日規則第106号、平成21年3月27日規則第18号、平成22年3月24日規則第17号、平成22年3月31日規則第45号

獣医療法施行細則をここに公布する。

（趣旨）

第1条 獣医療法（平成4年法律第46号。以下「法」という。）の施行については、獣医療法施行令（平成4年政令第274号）及び獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

（診療施設の開設等の届出）

第2条 法第3条の規定による診療施設の開設、休止若しくは廃止又は届け出た事項の変更の届出（法第7条第1項の規定により往診診療者等についてその住所を診療施設とみなして法第3条の規定を適用する場合の届出を含む。）は、別記第1号様式の届出書によりしなければならない。

（立入検査をする職員）

第3条 知事は、法第8条第1項の規定によりその職員に立入検査をさせる場合は、獣医療に関する法令及び診療施設の管理について相当の知識を有する職員に行わせなければならない。

2 前項の立入検査をする職員は、立入検査を行った場合は、診療施設の構造設備の改善、管理等について必要な事項の指導を行うものとする。

全部改正〔平成12年規則208号〕

（診療報告）

第4条 診療施設を開設した者は、当該診療施設において毎年1月1日から12月31日までの間に診療した飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、うさぎ又は鳥類に限る。次項において同じ。）について、翌年2月末日までに別記第2号様式の診療年報により知事に報告しなければならない。

2 飼育動物のうち、犬、猫若しくはうさぎ又は鳥類（鶏及びうずらを除く。）に係る前項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、知事が別に定める疾病について診療した場合に限り行うものとする。

3 前2項の規定は、往診診療者等について準用する。この場合において、第1項中「当該診療施設において」とあるのは、「当該往診によって」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成12年規則281号・14年8号・22年17号〕

（書類の経由）

第5条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、診療施設の所在地（往診診療者等又は法第7条第2項において読み替えて準用する法第5条第2項の管理者が提出する場合にあっては、当該往診診療者等の住所地）を所管する総合振興局長又は振興局長を経由しなければならない。

一部改正〔平成12年規則208号・22年45号〕

附 則 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び別記第2号様式の規定は、平成5年5月1日から施行する。

附 則（平成9年10月31日規則第141号） この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第22号）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成12年3月31日規則第208号） この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月15日規則第281号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の獣医療法施行細則第4条の規定は、平成12年分の診療報告から適用する。

附 則（平成14年3月19日規則第8号） この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年5月17日規則第67号） この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月28日規則第106号抄） 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第18号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の獣医療法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の獣医療法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

（施行期日）1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年3月31日規則第45号抄）

（施行期日）1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。